会則(2020年8月22日版)

第1章 総則

- 第1条 本会は大阪府立住吉中学校同窓会を継承し、昭和23年10月以後大阪府立住吉高等学校同窓会 と称する。
- 第2条 本会は会員相互の絆を強くし、母校のたゆまぬ発展に寄与するよう教育事業を支援することを目的とし、もって社会に貢献する。
- 第3条 本会は本部を大阪市阿倍野区相生通1丁目15-1 北畠会館内に置く。
 - 2 本会は東京同窓会を首都圏内に置く。
- 第4条 本会は第2条の目的を達するため次の事業を行う。
 - 1) 本会および会員の活動に関する情報の収集および発信
 - 2) 会員情報の管理
 - 3) 会員間の交流活動の支援および交流行事の開催
 - 4) 北畠会館の管理・活用
 - 5) 母校・在校生との連携および支援
 - 6) その他第2条の目的の実行に必要な事業
- 第5条 会員の多数在住する地域には支部を置くことができる。支部の設置および認定、運営に関する詳細は細則で定める。
 - 2 会員は、一部の会員で構成する任意の組織を設置することができる。任意組織の設置および認定、運営に関する詳細は細則で定める。

第2章 会員

- 第6条 本会は特別会員と普通会員で構成する。
 - 1)特別会員 大阪府立住吉中学校、大阪府立住吉高等学校の現旧教職員
 - 2) 普通会員
 - イ) 大阪府立住吉中学校、併設住吉新制中学校、大阪府立住吉高等学校卒業生
 - 口) 大阪府立住吉中学校4年修了進学者
 - ハ) 中途退学者および中途転出者で、常任幹事会で承認を得て、細則で定めた入会手続きを完了した者
- 第7条 会員は住所、職業その他に変更があった場合はその都度これを本部に届けるものとする。
 - 2 普通会員は第28条第2項に定める会費を支払うものとする。
- 第8条 本会および会員の体面を汚し名誉を傷つけたものは、役員会での調査と常任幹事会および幹事総会の承認を経て除名する。

第3章 役員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
 - 1)会長 1名
 - 2) 副会長 若干名
 - 3) 書記 若干名
 - 4) 会計 1名
 - 5) 監事 2名
 - 2 役員は普通会員より選出する。
 - 3 役員選出は2年ごとに細則に定めるところにより幹事総会で行う。
- 第10条 監事を除く役員の任期は2年間とし、就任後の次回の役員選出を行う幹事総会終了までとする。ただし、再任は妨げない。
 - 2 監事の任期は4年間とし、就任後2回目の役員選出を行う幹事総会終了までとする。再任はできず、原則として役員選出の幹事総会で1名を改選する。
 - 3 役員に欠員が生じたときは、常任幹事会の議を経てこれを補充し、次回の幹事総会で報告する。 ただし任期はいずれも前任者の残任期間とする。
- 第11条 役員の職務は次のとおりとする。
 - 1) 会長は会の活動および会務を総理すること
 - 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行すること
 - 3) 書記は会務を処理するとともに会合および会の活動状況を記録すること
 - 4) 会計は本会の財政を掌ること
 - 5) 監事は会計および会務の執行状況を監査し、その結果を常任幹事会および幹事総会に報告すること
- 第12条 本会に役員会を置き、役員で構成する。
 - 2 役員会は、本会の活動の基本方針を決定し、事業計画、予算、その他重要な事項を審議し、常任幹事会に諮る。
 - 3 役員会は、委員会の活動や特別事業を統括する。
 - 4 役員会は、幹事から募集した委員、会長が指名する委員長および副委員長の人事を審議し承認する。
 - 5 役員会は、会長が招集し、構成員の過半数の出席をもって成立し、意見の集約は出席役員の過半数 をもって行う。
 - 6 議長は会長または会長が指名する役員が務める。
 - 7 会長は、必要に応じて第19条第5項で定める委員長、副委員長、第26条第1項で定める特任副会長、特任書記、その他審議に必要な関係者の出席を求めることができる。
 - 8 役員会の運営については細則に定める。

第4章 幹事・校内幹事

- 第13条 本会に幹事および若干名の校内幹事を置く。
 - 2 幹事は以下の者が就任する。
 - 1) 各期から推薦された代表幹事(以下、1号幹事という)
 - 2) 第5条で定めた組織から推薦された代表幹事(以下、2号幹事という)
 - 3) 幹事、校内幹事または役員から推薦された普通会員で常任幹事会において承認された者、および就任を承諾した役員退任者(以下、3号幹事という)
 - 3 幹事の任期は就任日から役員選出を行う幹事総会の終了までとする。 ただし、再任は妨げない。
 - 4 幹事は、連絡が不通になった場合、退任とする。
 - 5 1号幹事および2号幹事が欠員の場合は、新たに第2項1号および2号により推薦を受けた後任者が就任する。
 - 6 校内幹事は普通会員である母校の現教職員(校長、教頭を除く)の中から互選された者(若干名)が就任する。
 - 7 普通会員である母校の現教職員(校長、教頭を除く)が少数の場合、現教職員で校長の推薦を受け常任幹事会において承認された者は校内幹事に就任することができる。
 - 8 校内幹事は、異動や退職、休職等で現職を離れた場合、その時点で退任する。
 - 9 幹事・校内幹事は、役員に就任した場合、その時点で退任する。
- 第14条 幹事および校内幹事は次の職務を行う。
 - 1) 幹事総会における議決権の行使
 - 2) 各期同窓会や第5条で定めた組織からの意見集約および本会との連絡と調整 (1 号幹事および 2 号幹事)
 - 3) 母校からの意見集約および本会との連絡と調整(校内幹事)

第5章 名誉会長、特別顧問、顧問、相談役、参与

- 第15条 本会に名誉会長、特別顧問、顧問、相談役、参与を置くことができる。
 - 2 名誉会長は、母校の現校長が就任する。
 - 3 特別顧問は、世界的な栄誉に浴した普通会員を会長が常任幹事会の議を経て推薦し、本人の承諾 により就任する。
 - 4 顧問は、会長を務めた者または普通会員で名誉会長を務めた者が、本人の承諾により就任する。
 - 5 相談役は、名誉会長を務めた者が、本人の承諾により就任する。
 - 6 参与は、複数の役職を務めた役員等で本会活動における功労者を会長が推薦し、常任幹事会の承認と本人の承諾を得て就任する。

- 第16条 本会に顧問会および代表顧問を置くことができる。
 - 2 顧問会の活動については細則で定める。

第6章 常任幹事

- 第17条 本会に常任幹事を置く。
 - 2 第19条第5項で委嘱された委員長および副委員長、第26条第1項で選任された特任副会長および特任書記、校内幹事の中から互選により選出された校内幹事長は、常任幹事に就任する。
 - 3 常任幹事の任期は就任日から役員選出を行う幹事総会の終了までとする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 委員長、副委員長、校内幹事長がその職を辞任または退任した場合は、その時点で常任幹事を退任する。後任の委員長、副委員長、校内幹事長は常任幹事に就任し、その任期は前任者の任期を引き継ぐ。
 - 5 特任副会長、特任書記がその職を辞任または退任した場合は、その時点で常任幹事を退任する。 後任の特任副会長、特任書記が必要な場合は、後任を第26条第1項に従って選任し、本条第2項 により常任幹事に就任し、その任期は前任者の任期を引き継ぐ。
- 第18条 役員・常任幹事をもって常任幹事会を構成する。
 - 2 常任幹事会は会長が招集し、構成員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 常任幹事会は、役員会や委員会から提案される事業の企画・運営や本会活動にかかる議案を審議 し承認する。議案は、監事を除く出席構成員の過半数の同意をもって決議する。
 - 4 監事は、意見を述べることはできるが、議決権は行使できない。
 - 5 代表顧問は、常任幹事会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権は行使できない。
 - 6 常任幹事会の運営については細則に定める。

第7章 委員

- 第19条 本会に委員を置く。
 - 2 委員は、必要に応じて幹事から募集し、役員会の議を経て会長が委嘱する。
 - 3 委員は、第20条で定めるいずれかの委員会に属する。
 - 4 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、委員で構成する。
 - 5 委員長、副委員長は、会長が役員会の意見を聴いて、幹事の中から指名し委嘱する。
 - 6 幹事を退任した場合は委員長、副委員長、委員の委嘱を解く。
 - 7 委員長、副委員長、委員が不適任と認めた場合、会長は役員会の議を経て委嘱を解くことができる。
 - 8 委員会の運営については細則で定める。

- 第20条 事業の実施および会務を処理するために、交流委員会、広報委員会、名簿委員会、財務委員会、文化委員会、総務委員会を設置する。
 - 2 各委員会は、事業の内容や実施時期等により業務の枠を越えて連携・協力するものとする。
 - 3 交流委員会は、住中・住高同窓懇談会の企画と運営および各期同窓会、クラブ 0B0G 会、支部、任 意組織等の会員交流活動の支援を行う。
 - 4 広報委員会は、本会事業や会員の活動状況等を会員に有効に知らせるために必要な広報事業を企画し実行する。
 - 5 名簿委員会は、会員情報の適切な管理(メンテナンスも含む)と情報提供事業を実施する。
 - 6 財務委員会は、会計を補佐し、財政運営上の改善や財産管理・収入確保・予算作成等を行う。
 - 7 文化委員会は、北畠会館の利用活性化と同窓会室および資料の管理運営等を行う。
 - 8 総務委員会は、会則・細則に則った会議(幹事総会、常任幹事会、役員会)や事務局運営等のマネジメントと、母校支援および各委員会に属さない活動および会務全般等を総務する。
 - 9 会長は常任幹事会の議を経て必要に応じて臨時の委員会を設置することができる。
- 第21条 第9条第1項の役員の選出のために、指名委員会を組織する。
 - 2 指名委員の選出および指名委員会の活動については細則で定める。

第8章 幹事総会

- 第22条 幹事総会は役員、常任幹事、幹事および校内幹事が出席し、原則として会計年度終了後6月 末までに開催する。
 - 2 幹事総会は、以下の事項を審議し、承認する。
 - 1) 前年度の事業報告および決算、監査報告
 - 2) 当年度の事業計画および予算
 - 3) 改選期における役員の選出
 - 4) その他常任幹事会で諮問が必要とされた事項
 - 3 必要に応じて臨時の幹事総会を開催することができる。
 - 4 会議は、役員、常任幹事、幹事および校内幹事の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、議案 ごとに出席者の過半数 (議決権行使書を含む)の賛否により議決するものとする。
 - 5 幹事総会の運営については細則で定める。
- 第23条 幹事総会の決議内容は会報および同窓会 Web サイトで報告する。

第9章 住中・住高同窓懇談会

第24条 会員の懇親を目的とし、母校の良き伝統の継承、先輩後輩関係を築くために、住中・住高同 窓懇談会を原則として年1回以上開催する。

第10章 特別事業

- 第25条 通常の事業とは別に特定の目的の事業(以下、特別事業という)を実施することができる。
 - 2 特別事業を行うために、特別事業の運営に関わる細則を制定し、特別会計を組むことができる。
 - 3 細則および特別会計の設置は、常任幹事会の承認を必要とする。
 - 4 特別事業の計画および報告、特別会計の予算と決算、監査報告は、常任幹事会および幹事総会での 承認を必要とする。
- 第26条 特別事業の実施等に際して、常任幹事会の議を経て、担当者として特任副会長ないし特任書記を普通会員より若干名選任することができる。
 - 2 特任副会長および特任書記の任期は、設置目的である特別な事業の終了までとする。
 - 3 特任副会長および特任書記の職務は次のとおりとする。
 - 1) 特任副会長は、役員会の意向を受け特別事業の活動および会務を総理すること
 - 2) 特任書記は、特別事業の会務を処理し、会合および会の活動状況を記録すること

第11章 会計

- 第27条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。
 - 2 本会の会計は、年度始めに策定した予算に則って執行し、年度終了後に決算する。予算と決算 は、監事の監査を受け、常任幹事会および幹事総会での承認を必要とする。
- 第28条 本会の収入は会費、寄付金、事業収入等をもってこれにあてる。
 - 2 会費は、普通会員が支払う個人入会費および個人年会費等とする。金額および支払方法について は細則で定める。
 - 3 寄付金は、一般の寄付金と特定の目的を持って募集する寄付金とする。一般の寄付金は本会計の 収入とし、特定の目的を持って募集する寄付金は特別な事業を行うためのものであり、特別会計の 収入とする。
 - 4 既納の会費・寄付金は返還しない。
- 第29条 本会の支出は、委員会が行う事業に関わる経費と会議および事務局の運営に必要な経費等とする。
 - 2 委員会が行う事業については、その事業の事業計画と収支予算、事業報告と収支決算は常任幹事 会での承認を必要とする。
 - 3 会議および事務局の運営で必要な経費支出は、細則で定める。
- 第30条 常任幹事会の承認により、必要な場合は本会計から特別会計への資金の移動を行うことができる。
- 第31条 本会に基金を設けることができる。その運用は細則に定める。

第12章 事務局

- 第32条 本会に、事務局を置く。
 - 2 事務局は、同窓会の事務全般を担当する。
- 第33条 事務局に事務局長を置く。また、必要に応じて事務局員を置くことができる。
 - 2 事務局長は、普通会員の中から会長が推薦し、常任幹事会の承認を経て就任する。
 - 3 事務局長は、役員会および常任幹事会、幹事総会に出席する。必要であれば、委員会に出席する ことができる。
 - 4 事務局員は、会長および事務局長が選考し採用する。
 - 5 事務局長および事務局員は、原則として役員および常任幹事を兼務しない。
 - 6 事務局員の労務管理は事務局長が行う。
 - 7 事務局長および事務局員は1年単位の業務委託とし、毎年6月30日までに委託契約を締結する。委託費等の契約条件は常任幹事会の承認のもと会長が提示する。
- 第34条 事務局運営にかかる経費支出は、細則の定めに則り事務局長が行い、財務委員会委員長および 総務委員会委員長に報告する。

第13章 東京同窓会

- 第35条 東京同窓会は、主に首都圏在住の会員を対象とした第2条の目的を実行するために必要な事業 を実施する。
- 第36条 会則を定め、それに則り本部と連携した事業や独自の事業の活動および組織運営を行う。
- 第37条 東京同窓会の代表者(または東京同窓会会則で定める担当者)は、本部との連絡を密にし、同窓会全体の発展に連携して協力する。

第14章 細則

- 第38条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限り、常任幹事会の出席者の3分の2以上の賛成によって制定・改廃することができる。
 - 2 前項に関わらず、役員選出に関する細則と会費等に関する細則の変更については、第40条で定める会則変更の手続きも必要とする。
- 第39条 細則を制定又は改廃したときは、次期の幹事総会において報告する。

第15章 附則

第40条 本会則は常任幹事会および幹事総会において出席者(委任状を含む)の3分の2以上の同意を 得なければ変更することはできない。 2 第10条第2項で定めた監事の任期について、2020年度改選の2名のうち1名の監事の任期は、 会則改定の移行措置として2年とする。

第41条 この会則は2020年8月22日から施行する。

会則改定の記録

- 1. 昭和48年8月13日に施行された会則を平成18年4月1日に改定し新会則として施行
- 2. 平成23年5月14日に第16条第4項(常任幹事会における委員会の構成)を改定
- 3. 平成18年4月1日に施行された会則を令和2年8月22日に改定